

下呂市生殖補助医療通院交通費助成事業のご案内

体外受精及び顕微授精の生殖補助医療は、高度な医療であり、治療できる指定医療機関が下呂市から遠方にあります。

そのため下呂市にお住まいの方は、治療費だけでなく通院のための交通費もかかります。

下呂市では、保険診療による生殖補助医療を受けているご夫婦を対象に、通院に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ります。

◆対象者◆

次のいずれにも該当するご夫婦とします。

- (1) 保険診療による生殖補助医療を開始した時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- (2) 保険診療による生殖補助医療を受けている期間かつ申請時に市内に住所を有する妻
- (3) 同一の生殖補助医療に関して、他の市町村からの通院交通費の助成を受けておらず、今後も受ける見込みがない方

◆助成の回数◆

保険診療の回数に基づきます。(以下の表は保険診療の年齢・回数要件です)

| 年齢制限 | 回数制限 | |
|----------------------------|------------------|---------------|
| | 初めての治療開始時点の女性の年齢 | 回数の上限 |
| 治療開始時において、女性の年齢が43歳未満であること | 40歳未満 | 通算6回まで(1子ごとに) |
| | 40歳以上43歳未満 | 通算3回まで(1子ごとに) |

◆1回の治療とは◆

採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る、又は以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を1回の治療とします。

ただし、採卵に至らない場合は、1回に含めません。



◆助成の概要◆

1回の治療にかかる通院日数(採卵準備のための投薬開始日から妊娠確定検査実施日まで)に応じて、交通費の一部を助成します。

計算方法は裏面の別表を参照ください

別表

| 1. 公共交通機関(鉄道・バス) | | |
|------------------|----------|-------------|
| 区 分 | 本 人 | 付 添 人(1人のみ) |
| 普通運賃 | 運賃の1/4以内 | 運賃の1/4以内 |
| 急行料金等 | 運賃の1/4以内 | 運賃の1/4以内 |

※鉄道利用において、グリーン車料金は助成の対象外とする。

| 2. 自家用車 (公共交通機関で通院した場合、自宅から駅またはバス停までは含めない) | | |
|--|---------|---|
| 通院距離(片道) | 助成額(往復) | 備考 |
| 2km以上10km未満 | 200円 | 自宅から医療機関までの最も経済的かつ合理的と認められる経路で通院距離を算出するものとする。 *下呂市で距離数を算出します |
| 10km以上20km未満 | 400円 | |
| 20km以上30km未満 | 600円 | |
| 30km以上40km未満 | 800円 | |
| 40km以上50km未満 | 1,000円 | |
| 50km以上60km未満 | 1,200円 | |
| 60km以上70km未満 | 1,400円 | |
| 70km以上80km未満 | 1,600円 | |
| 80km以上90km未満 | 1,800円 | |
| 90km以上100km未満 | 2,000円 | |
| 100km以上110km未満 | 2,200円 | |
| 110km以上120km未満 | 2,400円 | |
| 120km以上130km未満 | 2,600円 | |
| 130km以上140km未満 | 2,800円 | |
| 140km以上150km未満 | 3,000円 | |
| 150km以上 | 3,200円 | |

申請方法◆

次の書類を添えて、治療が終了した日から起算して6か月以内に必ず下呂市役所市民保健部健康課(萩原保健センター)へ提出してください。(1)(2)(3)(6)については、下呂市ホームページよりダウンロードできます。

- (1) 下呂市生殖補助医療通院交通費助成金交付申請書
- (2) 下呂市生殖補助医療通院交通費助成事業請求書
- (3) 下呂市生殖補助医療通院交通費助成事業通院等証明書
- (4) 生殖補助医療を受けた医療機関発行の領収書
- (5) 夫及び妻の住所を証明する書類(運転免許証など)
- (6) 事実婚関係にある夫婦に限り、事実婚関係に関する申立書
- (7) 公共交通機関で通院した場合は、領収書の写し又は運賃等が証明できるもの
- (8) 振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(口座番号等確認用)

*下呂市生殖補助医療通院交通費助成事業通院等証明書は自費となりますのでご了承ください。

◆助成の決定(不決定)及び請求方法◆

申請内容の審査を行い、助成することを決定した場合は、申請者の方へ交付決定通知書を送付いたします。
なお、助成できない場合には、申請者の方へ不交付決定通知書を送付いたしますので、あらかじめご了承ください。

◆県が実施する不妊支援事業◆

このとり応援団ぎふ(不妊支援総合ポータル)では、不妊・不育症相談、特定不妊治療費助成事業、不妊に関するQ&Aなどについて紹介しています。詳しくは右のQRコードから岐阜県のホームページをご覧ください。



◆まずはお電話を! 市民保健部 健康課(萩原保健センター)

電話 0576-52-1230(直通)